

仕 様 書

1 案件名称

都島区役所屋上防水改修工事 石綿含有調査業務委託

2 目的

本業務は、都島区役所屋上防水改修工事の事前調査として実施するもので、当該施設において受注者が書面調査及び目視調査を行い、なお石綿含有の有無が把握できない場合は後述する「6 採取箇所」において建材試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の6種類について定性分析を行うものである。

3 履行場所

大阪市都島区役所（所在地：大阪市都島区中野町2丁目16番20号）

※別紙1（附近見取図・配置図）のとおり

4 履行期限

令和8年6月19日（金曜日）

5 材質等

対象となる外壁の現状の材質等については、別紙4（外壁改修特記仕様書-1（令和元年度 都島区役所外壁改修その他工事））のとおり

6 採取箇所

試料採取箇所は、別紙2（庁舎屋上平面図）、別紙3（庁舎立面図）及び下表のとおり

試料採取箇所	採取箇所番号（別紙2・3）	試料数	検体数
庁舎外壁	①・②・③	3	1
	④・⑤・⑥	3	1
	⑦・⑧・⑨	3	1

※本改修工事では、安全対策として外部足場設置を予定している。

7 業務内容

(1) 「作業計画書」の作成

調査に先立ち、作業手順、分析方法等をまとめた「作業計画書」を作成し、発注者に提出のうえ承諾を受けること。試料採取は、原則として月曜から金曜の午前11時から午後5時まで（祝日を除く）に行うこと。

(2) 書面調査及び現地での目視調査

① 書面調査

- ・設計図書等による、改修等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日、使用されている建築材料の種類を確認
- ・使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿（アスベスト）含有建材データベース (<https://www.asbestos-database.jp/>) 等を使用して石綿の含有の有無を確認

② 現地での目視調査

- ・改修等工事に係る建築物等において設計図書と異なる点がないか、現地で建築材料に印字されている製品名や製品番号等を網羅的に確認し、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定する
- ・書面調査及び現地での目視調査で石綿含有の有無が把握できず、分析調査を行う場合は、現地で当該建材を採取する

(3) 試料の採取・分析

- ① 試料採取日は、事前に発注者と日程を調整し決定すること。また、試料採取実施者については、次のいずれかの資格を有していること。

ア 一般社団法人 J A T I 協会認定のアスベスト診断士

イ 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく、建築物石綿含有建材調査者講習の修了者

ウ 労働安全衛生法に基づく、石綿作業主任者

- ② 試料の採取箇所は、発注者が指定する場所（別紙2（庁舎屋上平面図）・別紙3（庁舎立面図）を参照）とし、1箇所当たり容量 10 cm³ 程度を目安に試料を採取し、「6 採取箇所」の表に示すそれぞれ3箇所の試料をもって各1検体とする。採取箇所の詳細位置については、発注者と現場確認し、協議のうえ最終決定するものとする。

なお、本調査は屋上防水改修工事の足場設置に伴うアンカー打込みにかかる事前調査であり、アンカー打込みにて貫通・損傷するすべての層について石綿含有の有無を調査すること。

- ③ 試料採取痕は、固化材噴霧や接着剤塗布により、建材の飛散及び劣化等が進行しないように適切な処理を行い、塗材と類似した色のスプレーを塗布し、簡易補修を行うとともに清掃を行うこと。

- ④ 採取した試料は検体毎に密閉容器に入れ、施設名称・所在地、試料採取部位（位置）・試料名称・試料採取年月日・試料採取者名・試料採取方法を記録すること。

なお、試料採取記録簿（様式は問わない）については、試料採取位置の写真と併せて発注者へ提出すること。

- ⑤ 試料採取中の状況、試料採取後の状況及び採取した試料については、ホワイトボード等を使用し明瞭に撮影すること。

- ⑥ 分析調査実施者は、公益社団法人日本作業環境測定協会の石綿分析技術評価事業の「評価区分1もしくは評価区分5」における合格認定技術者であること。

- ⑦ 分析は、(JIS) A1481-1 による分析方法を用いて行い、1 検体を各層（仕上塗材・下地調整塗材・下地モルタル）について分析すること。
 - ⑧ 分析結果は、検体採取後 30 日以内に発注者宛にメール（別途通知）にて速報を提出すること。
 - ⑨ 業務の履行に関しては、本仕様書及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】令和4年3月 厚生労働省」に基づいて実施すること。
- (4) 報告書（成果物）の作成
- ① 2部作成し、編綴のうえ発注者に提出すること
「測定分析結果」及び「採取位置図」、「試料採取等の状況写真」、記録事項
 - ② CD-R等の記録メディアにデータを格納し2部提出
測定分析結果及び採取位置図（PDF形式）
試料採取等の明瞭な状況写真（画像データ形式：200万画素程度以上／枚、目次データ別途要）

8 提出書類

受注者は契約締結後、発注者の指定する次の業務委託提出書類（指定のない限り様式不問）を作成し、速やかに「11 事業担当」に提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 作業計画書【7（1）による】
- (3) 業務責任（担当）者届
- (4) 有資格者であることを証する証明書の写し【7（3）による】
- (5) 業務完了届
- (6) 報告書【7（4）による】

9 再委託の制限

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 仕様書「7 業務内容」に規定する業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、

これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

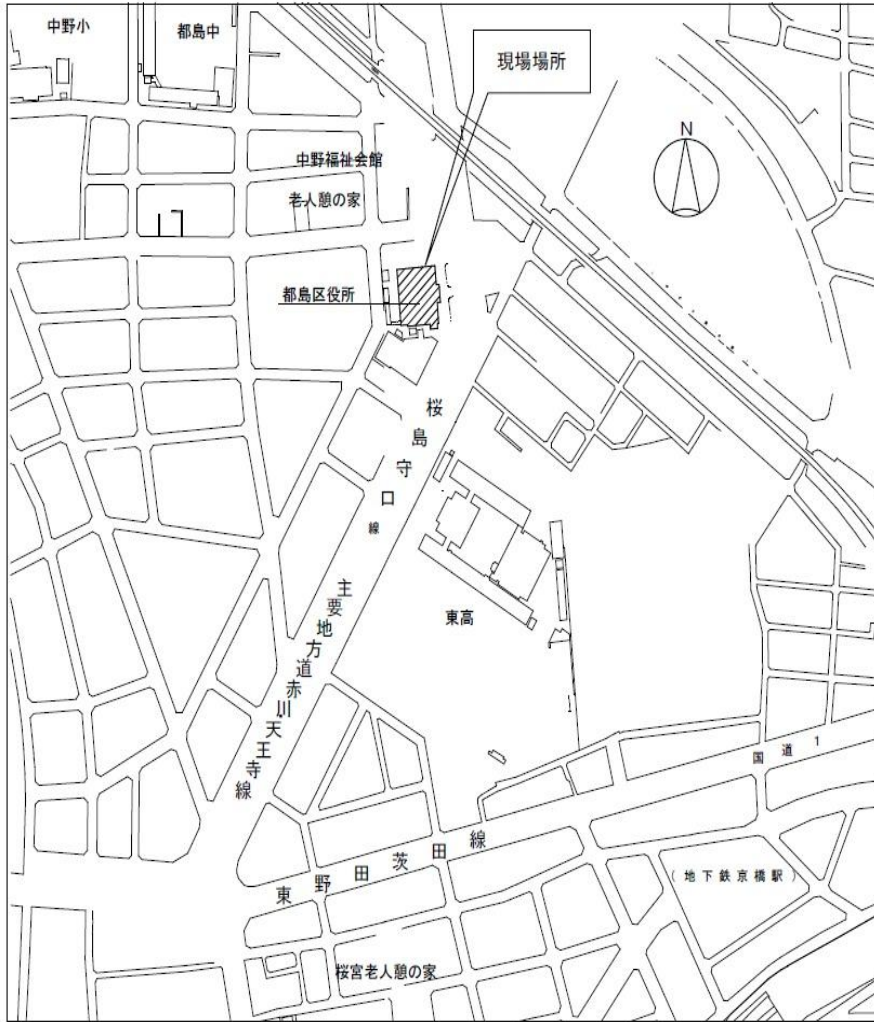
10 その他

- (1) 受注者は業務の実施にあたり、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、常に安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。
- (2) 試料採取に際し、アスベストばく露の可能性があるため、防塵マスク、防護服、手袋等の保護具を着用し、湿潤化（散水や薬剤の散布等）して採取すること。
- (3) 業務の実施にあたっては必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。（業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生防止に努める。）
- (4) 業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者が負担する。
- (5) 本業務の履行に必要な直接物品等は全て受注者にて準備すること。
- (6) 採取した試料については、分析調査完了後、受注者の責任において適正に処分すること。
- (7) 調査方法及び内容に修正・変更等が必要となる場合には、事前に発注者と協議し、決定するものとする。
- (8) 本業務の実施により知り得た情報は、他へ漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (9) 本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (10) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受け付けない。
- (11) 契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は発注者と受注者の協議による。
- (12) 契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

11 事業担当

大阪市都島区役所 総務課（庶務） 栗田・尾島
大阪市都島区中野町 2 丁目 16 番 20 号
電話 06-6882-9625

【附近見取図・配置図】

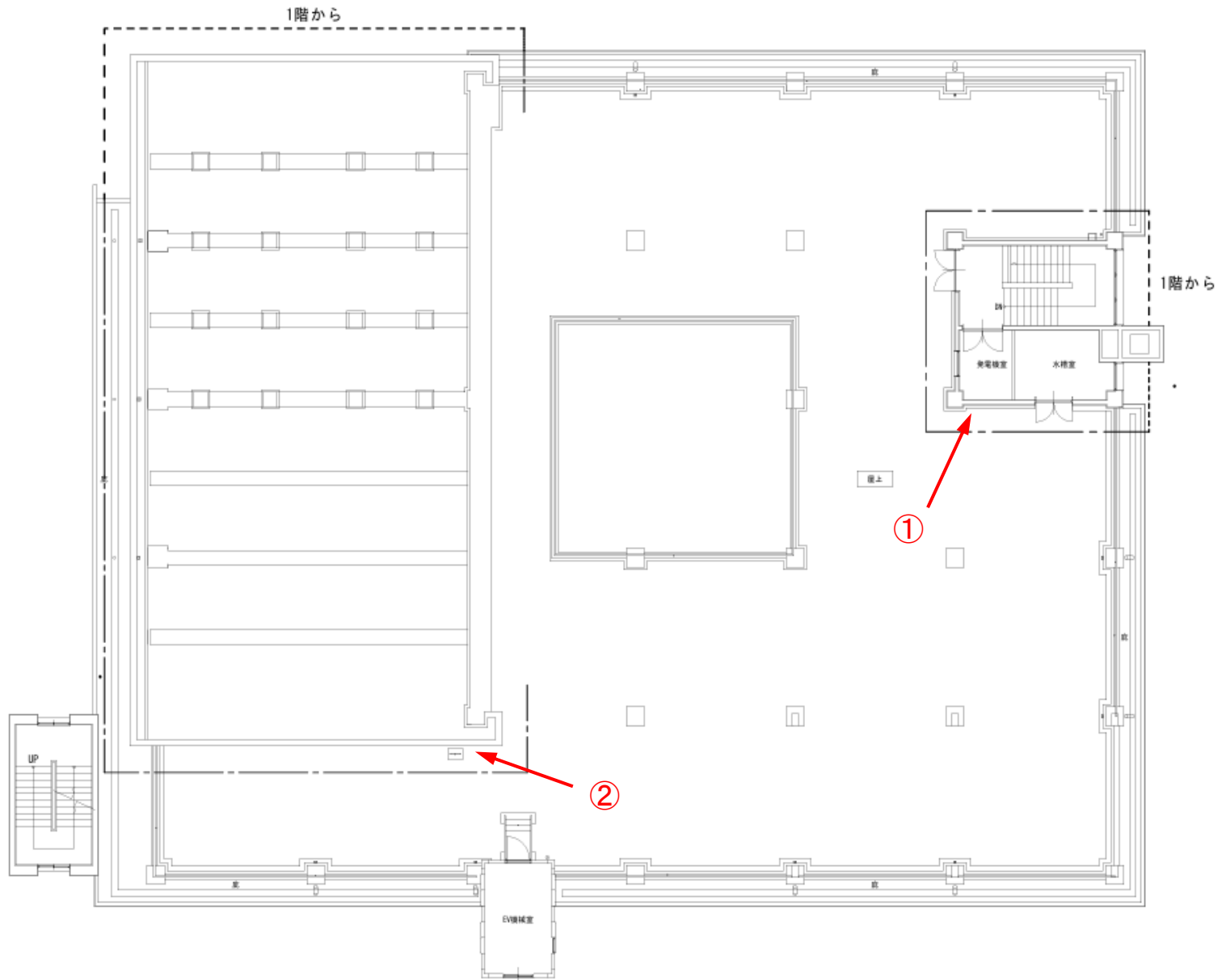


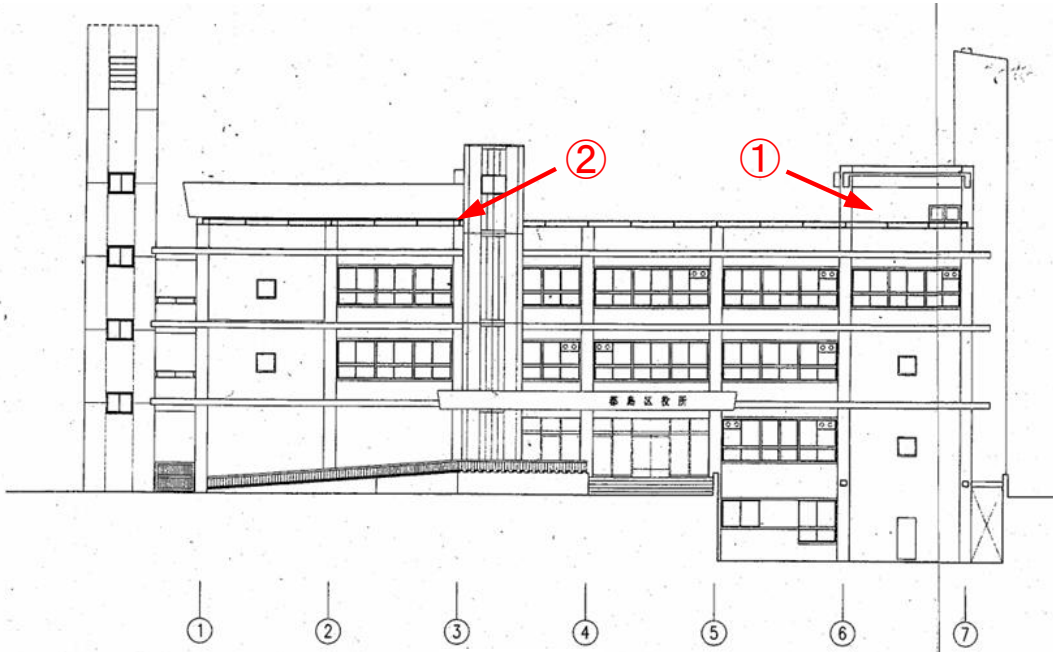
附近見取図 1:5,000



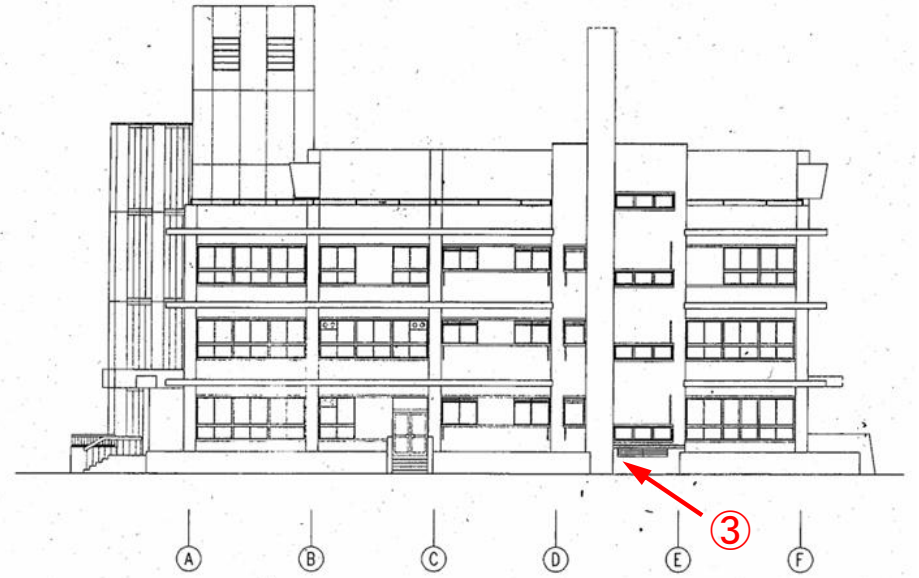
配置図 1:1000

【庁舎屋上平面図】

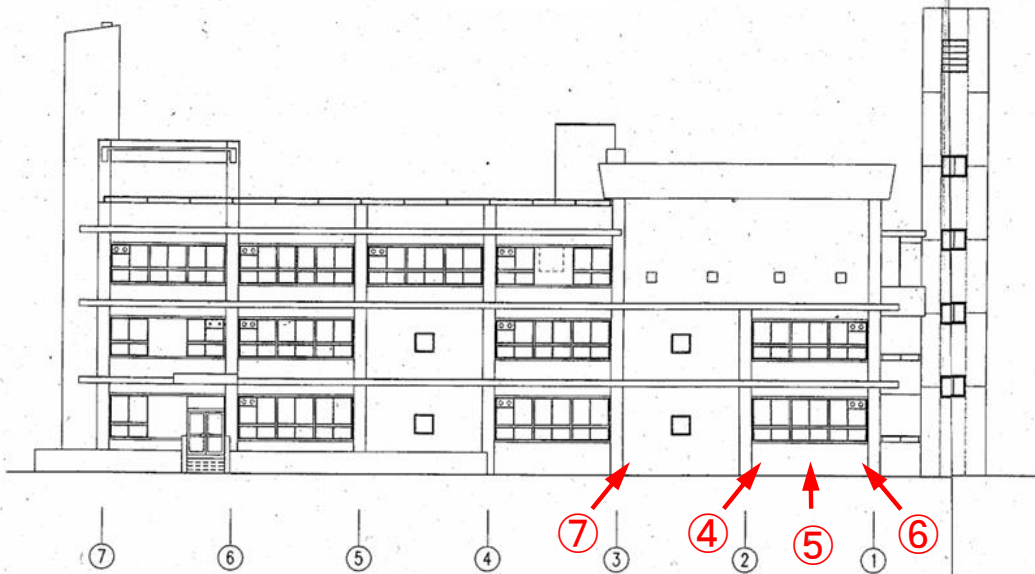




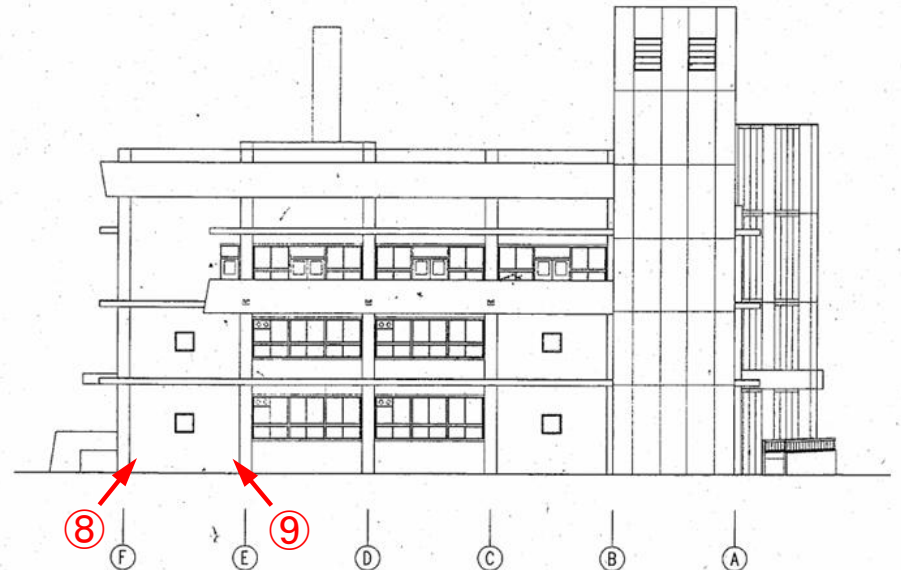
東立面图



北立面图



西立面图



南立面图

